

そのあそびば 利用規約

本利用規約（以下「本規約」と言います）には、そのあそびば（以下、「管理者」）の提供条件及び管理者と練習場を利用しようとする方（以下、利用者）の皆様との間の権利義務関係が定められています。

練習場の利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（利用の目的）

1. 練習場の利用目的は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りです。
 - (1) マルチコプター型（無人航空機100g～25Kg）の試験飛行、操縦訓練
2. 次の場合には、管理者との協議が必要です。
 - (1) マルチコプター型以外の機体を使用する場合
 - (2) 重量が無人航空機100g～25Kg以外の機体を飛行する場合
3. 上記以外の場合は申込み時にご相談ください。

第2条（予約）

1. 利用者は、管理者の定める専用フォームから申込みを行い、予約を行っていただきます。
2. 利用の申込みは、利用当日から起算して3営業日前（土曜、日曜、祝日は含まず）までに行ってください。
3. 予約は、利用者が所定の申込み手続き後に管理者が請求する利用金額を入金し、管理者が入金確認を行った時点で成立します。
4. 第1項の所定の手続き以外の方法による申込みは、一切の効力を有しないものとし、これによって利用者に生じる損害について管理者は一切の責任を負いません。

第3条（利用料金の支払い）

1. 利用料金は、別途定める「利用料金表」をご参照ください。
2. 利用当日から起算して金融機関営業日2日前までに、管理者が請求する利用料金を指定する支払い方法にて、振込手数料も含めてお支払いください。

第4条（申し込み内容変更）

1. 予約確定後に利用者の都合で予約日時を変更する場合、それによって生じた差額の返金はできません。
2. 練習場利用当日に天候不良・災害等、関係各省庁からの指導、その他管理者の責に帰さない事由により、利用者が飛行場を使用できなかった場合、台風等により明らかに天候が悪くなると予測される場合は、日程変更ができます。ただし、再度日程の予約が必要です。

第5条（利用時間）

1. 利用者は、事前に申請した時間枠内で利用するものとします。
2. 当日、半日利用から終日利用へ変更を希望される場合は、前後に予約がない場合限り、可能とします。後日、別途定める利用料金をお振込みいただきます。

3. 利用時間には、事前準備および後片付けの時間を含むものとします。
4. 練習場の休場日および開場時間については、管理者が別に定めたところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

第6条（安全管理）

1. 利用者は、練習場の利用にあたり管理者の指示を遵守し、本規約掲載事項以外に関しても節度ある利用に努めてください。
2. 練習場利用中は、利用者の責任の下で防災、防犯等の安全管理を行ってください。
3. 利用者は、安全のために非常時に備えて避難方法、防災設備の位置や利用方法等を事前に確認してください。
4. 管理者が安全管理のため必要と判断した場合には、練習場に管理者が立ち入ることがあります。
5. 利用者は、国内の法令、自治体の条例および管理者の定めた規定の遵守、近隣住民への配慮を義務とします。
6. 管理者は、利用者が練習場の安全または雰囲気を害すると判断した場合は、利用を中止させることができます。
7. 利用者は、不測の事態が生じた場合には、管理者へ報告し指示に従ってください。

第7条（運用方法）

1. 利用者は次の各号にしたがって練習場を利用してください。
 - (1) 飛行可能エリアおよび高度を守って飛行してください。既定の高度を超える場合は、事前に管理者と協議してください。
 - (2) 利用申込み時に記載した機体のみを使用してください。
 - (3) 練習場には、利用申込み時に記載した人数のみ入場できます。
 - (4) 代表利用者（責任者）は、無人航空機に関する全てに責任を持ち、安全管理を行ってください。
 - (5) 無人航空機の飛行に関わる法律、条令、規制等を遵守してください。
 - (6) 電波法および関連法規に定められた技術基準に適合する機器を使用してください。
 - (7) フライト毎に飛行前の事前点検・整備を行ってください。
 - (8) データの公開については近隣のプライバシー保護に留意してください。
 - (9) 練習場や備品などは、利用後、原状回復を行ってください。機体の消耗部品やごみ等も全て利用者が責任を持って持ち帰ってください。残材、ごみ等の処理がなされず、管理者がその処理を行ったことにより発生した費用は利用者の実費にて請求するものとし、利用者はその支払い義務を負うものとします。
 - (10) 練習場は、農地上空になります。野菜等の作物に充分注意し利用してください。
 - (11) 喫煙は、指定場所のみ可能とします。

第8条（禁止事項）

1. 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、管理者は、当該利用者の練習場利用をお断りします。これにより利用者に生じたいかなる損害についても、管理者は一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 第7条に記載した運用方法を逸脱する運用を行った場合。
 - (2) 申込み時の利用目的や、記入内容に偽りがあると管理者が判断した場合。
 - (3) 管理上または風紀上好ましくないと管理者が判断した場合。

- (4) 関係法令に反する場合。また関係官庁の指示に反する場合。
 - (5) 管理者の許可なく、練習場内外で作業や催事行為（撮影、印刷物の配布、募金行為、宗教活動、政治活動等）をした場合。
 - (6) 練習場への危険物の持ち込み、または練習場内の建物、設備、備品等を汚損、破損、紛失した場合。
 - (7) 音、振動、臭気の発生等により、練習場周囲に迷惑を及ぼす、またはそのおそれがある場合。
 - (8) 管理者からの注意に従わず、また本規約に違反すると管理者が判断した場合。
 - (9) アルコール飲料を飲んでの来場や練習場内で飲酒をした場合。
 - (10) 管理者の許可なく、たき火、その他火気を用いる行為を行った場合。
 - (11) 管理者並びに練習場の運営を妨害した場合。
 - (12) 法令違反、犯罪もしくは、それらのおそれのある行為をした場合、または刑事事件に関与している疑いがあり、練習場の利用を継続することによって管理者の信用が害されるおそれがある場合。
 - (13) その他、管理者が利用者として不相当と判断した場合。
2. 前項により利用申込みの取り消し、または利用中止した場合は、管理者は既に受領した利用料金を一切返金しないものとします。
 3. 前項により管理者に損害が発生した場合は、管理者は、練習場利用の有無にかかわらず、当該利用者に対して被った損害の賠償を請求するものとします。

第9条（緊急対応）

1. 練習場利用中に墜落事故を起こした場合には、管理者に直ちに報告し、事後に事故現場の撮影記録、事故報告書を管理者に提出してください。また、利用敷地外に墜落した場合は、敷地に入る前に、管理者に報告してください。
2. 練習場利用中に火災事故が発生した場合には、備え付けの消火器により消火し、管理者に直ちに報告してください。必要な場合には消防へ直ちに連絡してください。
3. 練習場利用中に人身事故が発生した場合には、すみやかに負傷者の応急措置を行い、管理者へ報告してください。
4. 航空法に触れる事故の場合は、国土交通省へも報告をしてください。

第10条（免責および損害賠償）

1. 練習場利用中に被った盗難被害、破損事故および人身事故については、その原因の如何を問わず、管理者は一切の責任を負わないものとします。
2. 練習場利用中に天候不良、天変地異、関係各省庁からの指導、その他管理者の責任に帰さない事由により飛行場利用が中止された場合、その損害については、管理者は一切の責任を負わないものとします。
3. 練習場内外の建造物、設備、貸出備品を毀損、紛失させた場合には、利用者がその損害を全て賠償しなければならないものとします。
4. 本規約に違反したことによって、管理者に損害が生じた場合は、利用者がその損害の全てを賠償するものとします。
5. 管理者により練習場の利用を取り消された場合、その損害については、管理者は一切の責任を負わないものとします。
6. 管理者の責に帰すべき事由により、利用者に損害が発生した場合は、管理者は受領した利用料金を限度として、その損害を賠償するものとします。

7. 利用者が被った練習場外での事故等について管理者は一切の責任を負わないものとします。
8. 利用者の機会損失等の得べかりし利益については、管理者はその損害の責任を負わないものとします。

第11条（協議事項）

1. 本規約に定めない事項または本規約の各条項の解釈について疑義を生じた場合、管理者と利用者が協議の上、解決するものとします。

第12条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本規約及びサービス利用契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約またはサービス利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、埼玉地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付 則 この利用規約は、2023年6月8日から実施します